

環境基本計画(素案)施策体系

まち
『みどりを友とし、地球にやさしい都市・さやま』をめざして環境学習と環境保全への
積極的行動の促進環境にやさしい
地域社会の実現みどりに恵まれた
うるおいのある環境の確保環境情報の整備
環境学習の推進と
環境保全活動への自主的参加
地球環境問題の
国際的取組への協力省資源・省エネルギー型
社会への指向
環境汚染の防止と
環境監査制度導入の推進自然との共生
環境調和型まちづくり
すぐれた自然の保全
多様な生態系の保護・保全
環境に配慮した土地利用
公園の整備と緑化
地域の緑の保全
身近な緑空間の確保
道路緑化
農地の保全
水とのふれあい
水の合理的、循環的利用
自然と調和した景観の保全
安全性の確保地域環境監視の充実
環境情報の提供
国際的視野での取り組み
地球にやさしい製品等の普及
自主的活動の支援体制
生涯学習の場における環境教育の推進
学校における環境教育の推進
「生涯学習」に関する意識向上

環境基本計画(素案)について

□環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであるから、現在および将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する

とともに、これが将来にわたって維持されるよう適切に推進されなければなりません。□環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会を構築することを目的として、市、市民、事業者など、すべての者

の取り組みによって、適切に推進されなければなりません。□地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての日常生活および事業活動において推進されなければなりません。以上の考え方に基づいて条例の制定を予定しています。

条例の内容は:

条例に盛り込んで行く内容は、次のものを基本に考えています。

- 市、市民、事業者などの責務
- 環境基本計画の策定
- 施策の計画への整合
- 年次報告書の作成
- 環境保全上の支障を防止するための措置
- 環境保全についての適正な助成などの措置
- 環境への負荷の低減に資するための措置
- 製品などの利用促進
- 環境教育、環境学習の振興
- 市民などの自発的活動の促進
- 環境保全についての必要な情報の提供
- 環境状況の把握などに必要な情報の収集、調査の実施
- 必要な監視、測定などのための体制の整備
- 環境保全に関する施策の推進
- 体制の整備
- 国及び他の地方公共団体との協力
- 環境審議会



①昨年11月2日に「リサイクル都市・狭山」を宣言
②みんなの力で清流がよみがえる（不老川クリーン作戦）
③大勢の皆さんのが集まる入間川クリーン大作戦
④リサイクル都市宣言記念イベントを開催

計画の素案についての説明会を開催します
開催します
計画素案の説明会を開催します
問い合わせ
環境管理課へ内線6332

市役所（環境管理課、行政資料室）、各出張所に計画素案本編ならびにご意見をいただくためのはがきを刷り込んだチラシが備えてありますので、ご意見をお寄せください。ファクシミリでの意見もお待ちしています。
※ご意見は5月31日までにファクシミリ番号54-6262

計画素案、条例について

皆さんのご意見をお聞かせください